

令和3年度 川崎市交通安全対策協議会 交通安全運動計画

川崎市交通安全対策協議会は、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現を目指し、次の活動を進めます。

また、令和3年度は第11次川崎市交通安全計画の初年度であり、交通事故をさらに減少させていくために、関係機関・団体とともに市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた運動を計画的・効果的に推進します。

1 年間運動の推進

市民一人ひとりの心がけによって交通安全が実現していくものという考え方に基づき、川崎市交通安全対策協議会構成機関・団体が相互に連携し、市民の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践についての浸透を図るための交通安全運動を「市民総ぐるみ運動」として、組織的かつ効果的に次の取組を進めます。

(1) スローガンの決定

年間スローガンを決定します。

(2) 運動の重点

「市民総ぐるみ運動」における重点事項を決定し取組めます。

(3) 年間を通じた取組

「市民総ぐるみ運動」における年間を通じての取組を決定し推進します。

2 各季の交通安全運動等の推進

(1) 特定日の取組

県下全域における一斉活動日である特定日の趣旨を踏まえた取組を推進します。

(2) 各季の運動における取組

各季の運動の趣旨を踏まえ、スローガンに応じた取組を推進します。

(3) 強化月間における取組

強化月間の趣旨を踏まえ、スローガンに応じた取組を推進します。

(4) その他

交通事故抑止特別対策等の状況に応じた取組を推進します。

3 その他交通安全意識の向上に関する活動の実施

その他交通安全意識の向上に関する活動を実施するとともに、各区・地区交通安全対策協議会が当該地区の交通実態に即した取組を推進します。

令和3年度 川崎市交通安全市民総ぐるみ運動 実施要綱

年間スローガン 安全は 心と時間の ゆとりから

(令和3年度神奈川県交通安全県民運動年間スローガン)

高齢者 なろうよルールの 好例者

(平成28年「一般社団法人全日本交通安全協会」年間スローガンから引用)

スマホ見る その一瞬が 事故のもと

(平成29年「一般社団法人全日本交通安全協会」年間スローガンから引用)

1 趣 旨

この運動は、交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、交通安全は市民一人ひとりの心がけによって実現していくものという考え方の下、広く市民の交通安全意識の高揚等を図るとともに、神奈川県民の一員として神奈川県交通安全対策協議会の主唱する交通安全運動等を地域実態に即して推進することを目的として、市民総ぐるみで計画的かつ効果的に展開するために制定するものです。

なお、この運動では、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を注視しつつ、感染症による影響を踏まえた必要な対策を講じるなど、柔軟に取り組んでいきます。

2 運動の重点

- (1) 二輪車・自転車の交通事故防止
- (2) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- (6) 暴走族の追放
- (7) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (8) 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- (9) 踏切の交通事故防止

3 年間を通じた取組 及び 推進要領

(1) 自転車の安全利用の推進

自転車教室をはじめとして、その他の交通安全教育や各季の運動などあらゆる機会を通じて、自転車事故の実態や原因について理解を促し、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進することにより、自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図り、自転車の安全利用を推進します。

また、自転車の点検整備の励行や交通事故に備えた自転車損害賠償責任保険等の加入促進に努めます。

(2) 交通安全教育の推進

幼児から高齢者までの幅広い市民に交通安全教育を年齢段階に応じて実施するため、学校、職場、地域等で行われる教育機会を利用して、交通安全思想の普及と交通安全教育を推進します。

特に高齢者がかかわる交通事故の割合が増加していることから、高齢者の交通安全意識を高める交通安全教育を推進します。

(3) 家庭、学校、職場、地域における交通安全活動の推進

交通安全意識の高揚とマナーの向上を図るため、一人ひとりが交通安全を心がけるとともに、思いやりの心で、交通安全の「ひとこえ」をかけあうことを市民運動として、家庭、学校、職場、地域へと展開するとともに、地域住民による暴走族追放、離脱の声かけ運動を推進します。また、関係機関・団体が中心となって実情に即した実効ある運動を積極的に展開します。

(4) 飲酒運転根絶に向けた取組の推進

飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さについて訴え、「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会づくりを進め、「ハンドルキーパー運動」など飲酒運転根絶に向けた取組を強力に推進します。

(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルト着用の周知と徹底を図るとともに、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について周知し、着用率向上と正しい着用を推進します。

(6) 違法駐車・放置自転車等追放運動の推進

交通事故や渋滞の要因となる違法駐車や、歩行者の通行妨害となる自転車の放置行為などを追放し、日常生活における安全で円滑な交通環境を確保する運動として広く展開します。

(7) 夕暮れ時における前照灯の早め点灯等の促進

昼間の明るさから夜の暗さに移る間の夕暮れ時は、交通事故が多発する時間帯であることから、車両運転者に日没1時間前には、前照灯を点灯するよう呼びかけるとともに、対向車や先行車がない場合には走行用前照灯（ハイビーム）を使用するなど、道路状況に応じた効果的な活用を促します。

また、歩行者などには外出時における反射材用品の着用を呼びかけ、活用促進を図ります。

(8) 踏切の交通事故防止対策の推進

踏切事故は、死傷者を生じるだけでなく鉄道運行にも重大な支障をもたらすものであるため、キャンペーン等を通じて、踏切事故防止対策を積極的に推進します。

4 特定日

県下全域における一斉活動日である特定日の趣旨を踏まえ、以下の対策を展開します。

項目	実施日	内容
県民交通安全の日	毎月 1日	関係機関・団体及び県民が一体となり、県民総ぐるみによる交通安全の徹底を図ります。
チリリン・デー	毎月 5日	自転車の安全運転に関し、市民のルール・マナーの向上を図ります。
高齢者交通安全の日	毎月15日	関係機関・団体及び市民が一体となり、高齢者交通事故防止の気運の醸成を図ります。
ゾーン30の日	毎月30日 (2月を除く)	県警察が関係機関・団体と協力し、生活道路における通学児童の見守り活動、高齢歩行者の保護誘導活動等による交通安全対策を推進します。
シートベルトの日	4月10日	交通死亡事故の抑止に効果的なシートベルトの着用について、市民が一体となり強力に推進します。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	関係機関・団体及び市民が一体となり、交通安全の徹底を図り、交通事故死者数ゼロを目指します。

5 各季の運動

運動名	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日(火)～15日(木)	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日(日)～20日(火)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～30日(木)	
年末の交通事故防止運動	12月11日(土)～20日(月)	

6 強化月間

運動名	実施期間	備考
九都縣市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月 1日(土)～31日(月)	別に実施要綱を定め ます。
飲酒運転根絶強化月間	12月 1日(水)～31日(金)	

7 特別対策

交通事故防止特別対策等	神奈川県交通安全対策協議会会長による事故多発地域の指定のほか、市内における交通事故状況により、川崎市交通安全対策協議会会長が「交通安全特別強化運動」の実施を決定し、状況に応じた対策を講じます。
-------------	--

8 区・地区の取組

各区・地区及び各区・地区交通安全対策協議会は、当該地区の交通実態に即した取組を推進するとともに、川崎市交通安全市民総ぐるみ運動の周知、浸透等を図ります。

資料

【区別交通事故発生状況（令和2年中）】

区名	全人身交通事故			自転車関係事故				高齢者関係事故			
	発生件数 【件】 (前年比)	死者数 【人】 (左同)	負傷者数 【人】 (左同)	発生件数 【件】 (前年比)	市内各区 別割合 【%】	構成率 【%】	死者数 【人】 (前年比)	発生件数 【件】 (前年比)	市内各区 別割合 【%】	構成率 【%】	死者数 【人】 (前年比)
川崎区	679 (-65)	4 (-4)	745 (-98)	267 (-42)	28.2	39.3	1 (±0)	205 (-27)	23.0	30.2	1 (-3)
幸区	268 (+7)	2 (+1)	314 (+15)	82 (+5)	8.7	30.6	0 (±0)	84 (+12)	9.4	31.3	2 (+1)
中原区	269 (±0)	4 (+4)	293 (-16)	114 (+20)	12.0	42.4	0 (±0)	89 (+6)	10.0	33.1	2 (+2)
高津区	469 (+94)	2 (-4)	529 (+104)	156 (+37)	16.5	33.3	0 (-2)	122 (+15)	13.7	26.0	2 (-1)
宮前区	412 (-6)	4 (+2)	460 (-13)	88 (+7)	9.3	21.4	2 (+2)	138 (+8)	15.5	33.5	1 (±0)
多摩区	450 (-54)	3 (±0)	494 (-77)	149 (-25)	15.7	33.1	0 (±0)	137 (-5)	15.4	30.4	1 (-2)
麻生区	331 (-18)	1 (±0)	392 (-5)	91 (+22)	9.6	27.5	1 (+1)	117 (-18)	13.1	35.3	1 (±0)
合計	2,878 (-42)	20 (-1)	3,227 (-90)	947 (+24)	100	32.9	4 (+1)	892 (-9)	100	31.0	10 (-3)
県	20,630 (-2,664)	140 (+8)	23,904 (-3,488)	5,039 (-406)	—	24.4	12 (-1)	7,012 (-955)	—	34.0	56 (+5)

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課 内

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-2 川崎フロンティアビル9階

電話：044-200-2266 FAX：044-200-3869 E-mail：25tiiki@city.kawasaki.jp